

# 日本放送協会の委託国内放送業務の廃止の認可及び 日本放送協会の委託国内放送業務の認定について

## 1 これまでの経緯

現在、日本放送協会（以下「協会」という。）はBSデジタル放送において、「BS 1」、「BS 2」及び「BS hi」の3番組、BSアナログ放送において、「BS 1」及び「BS 2」の2番組（デジタル放送のサイマル放送）を放送している。

これらの放送について、電波監理審議会の答申を経て、平成 22 年 2 月 8 日付けで、以下の内容の放送普及基本計画の一部変更を行ったところである。

- (1) 協会のBSデジタル放送をハイビジョン放送による「新BS 1」及び「新BS 2」の2番組に再編成する。再編成の日は、BSデジタル放送へ完全に移行する日（平成 23 年 7 月 24 日）に先立つ日とする。
- (2) 「新BS 1」は「衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を活かした情報の提供を行う総合放送」、「新BS 2」は「外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送」とする。
- (3) 「新BS 1」及び「新BS 2」への再編成後は、協会のBSアナログ放送は「新BS 1」及び「新BS 2」のサイマル放送を行い、BSデジタル放送に完全に移行する日（平成 23 年 7 月 24 日）までに廃止する。

今般、協会から、BSデジタル放送の3番組（「BS 1」、「BS 2」及び「BS hi」）について、放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 48 条第 3 項の規定に基づき、委託国内放送業務の廃止の認可申請があり（廃止の希望時期：平成 23 年 4 月 1 日）、また、法第 9 条の 4 第 2 項において準用する法第 52 条の 13 第 2 項の規定に基づき、ハイビジョン2番組（「新BS 1」及び「新BS 2」）の委託国内放送業務の認定申請があった（放送開始の希望時期：平成 23 年 4 月 1 日）。

※ 協会においては、視聴者の視聴習慣を考慮して、3番組から2番組への切替え時期を番組改定期である平成 23 年 4 月 1 日とすることを希望しているもの

総務省において、関係法令に基づき審査を進めた結果、本年 12 月 8 日開催の電波監理審議会に本件について諮問することとしたもの。

## 2 申請の概要及び審査の結果

### I 協会の委託国内放送業務の廃止の認可

(申請の概要)

協会の保有するBSデジタル放送の3番組(「BS1」、「BS2」及び「BSHi」)の委託国内放送業務の認定について、廃止の認可を希望するもの。

(廃止の希望時期：平成23年4月1日)

(審査の結果)

放送普及基本計画に従って、廃止と同時に新規2番組の放送を開始することとしており、かつ、廃止の日を視聴者の視聴習慣を考慮して平成23年4月1日としていることから、妥当なものとして認められるため、申請のとおり廃止を認可する。

### II 協会の委託国内放送業務の認定申請

(申請の概要)

廃止するBSデジタル放送の3番組の周波数を使用して、ハイビジョン2番組(「新BS1」及び「新BS2」)の委託国内放送業務の認定を希望するもの。

(放送開始の希望時期：平成23年4月1日)

・「新BS1」

衛星系の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を活かした情報の提供を行う総合放送

・「新BS2」

外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

(審査の結果)

法第9条の4第1項において適用することとされている法第52条の13第1項第1号、第2号及び第5号(ニからヌまでに係る部分に限る。)に基づき審査した結果、いずれについても適合するものと認められることから、これらの規定に基づき認定する。